

介護老人福祉施設アットホーム博多の森
令和3年8月からの利用料金について

当ホームは、「ユニット型介護福祉施設」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。
介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和3年8月1日現在のご利用料金につきましては、下記のとおりとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

※施設介護サービス費1割(一定以上所得者は2割又は3割)

(単位:円)

要介護度		1	2	3	4	5
介護保険自己負担分		687	753	829	901	971
日常生活継続支援加算		48				
夜勤職員配置加算		19				
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)		14				
精神科医療養指導加算		6				
個別機能訓練加算		13				
介護サービス費 合計		782	853	929	1,001	1,071
処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ		86	93	103	111	119
食費	第1段階	300				
	第2段階	390				
	第3段階①	650				
	第3段階②	1,360				
	第4段階	1,545				
居住費	第1段階	820				
	第2段階	820				
	第3段階①	1,310				
	第3段階②	1,310				
	第4段階	2,006				
1日あたりの自己負担額	第1段階	1,988	2,066	2,152	2,232	2,310
	第2段階	2,078	2,156	2,242	2,322	2,400
	第3段階①	2,828	2,906	2,992	3,072	3,150
	第3段階②	3,538	3,616	3,702	3,782	3,860
	第4段階	4,419	4,497	4,583	4,663	4,741
1ヶ月(30日)あたりの自己負担額	第1段階	59,640	61,980	64,560	66,960	69,300
	第2段階	62,340	64,680	67,260	69,660	72,000
	第3段階①	84,840	87,180	89,760	92,160	94,500
	第3段階②	106,140	108,480	111,060	113,460	115,800
	第4段階	132,570	134,910	137,490	139,890	142,230

そのほか、ご入居者様の状態に応じまして、口腔衛生管理加算 褥瘡マネジメント加算 排せつ支援加算 療養食加算

科学的介護推進体制加算 自立支援促進加算 初期加算 外泊時加算 看取り介護加算 生活機能向上連携加算

若年性認知症入所者受入加算等の加算を算定させていただく場合があります。

* 社会福祉法人利用者負担軽減確認証をお持ちの方は記載の減額割合により、減額がございます。

* 生活保護受給者の方で「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は居住費が全額減免になります。

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	生活保護受給者・生活保護境界層対象者 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市民税非課税で《所得＋課税・非課税年金》年間80万円以下 かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で《所得＋課税・非課税年金》年間80万円以上120万円以下 かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で《所得＋課税・非課税年金》年間120万円以上 かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下
第4段階	上記以外

■その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、ドライクリーニング、医療費(医療保険適用)